

合志市人権教育・啓発基本計画

(第2次改訂概要版)



桜の木の奥に見える菊池恵楓園社会交流会館

人権問題に関わる社会情勢は、ハンセン病元患者（回復者）のご家族への補償、部落差別解消推進法の制定、LGBTの方々に対する人権等、刻一刻と変化しているのが現状です。

このような状況の中で、私たちは、改めて「あらゆる差別(人権問題)の現実から深く学ぶ」という思いを大切にしながら、「差別をしない」ではなく「差別をなくす」取り組みを市民が一体となって進めていかなければなりません。

このたび平成30年度に3千人を対象に「人権意識に関する市民アンケート調査」を実施し、その結果に基づいて合志市の人権教育・啓発の取り組みの基本となる「人権教育・啓発基本計画」の第2次改訂を行い、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしております。

人権教育・啓発の目標

- すべての人の基本的人権と自由が尊重され、すべての人がその個性を認められるように、また、みんなが幸せに安心して生活することができるような共同社会を築いていきます。
- 「人権尊重のまちづくり」の実現を進めていく「担い手」の育成を図っていきます。

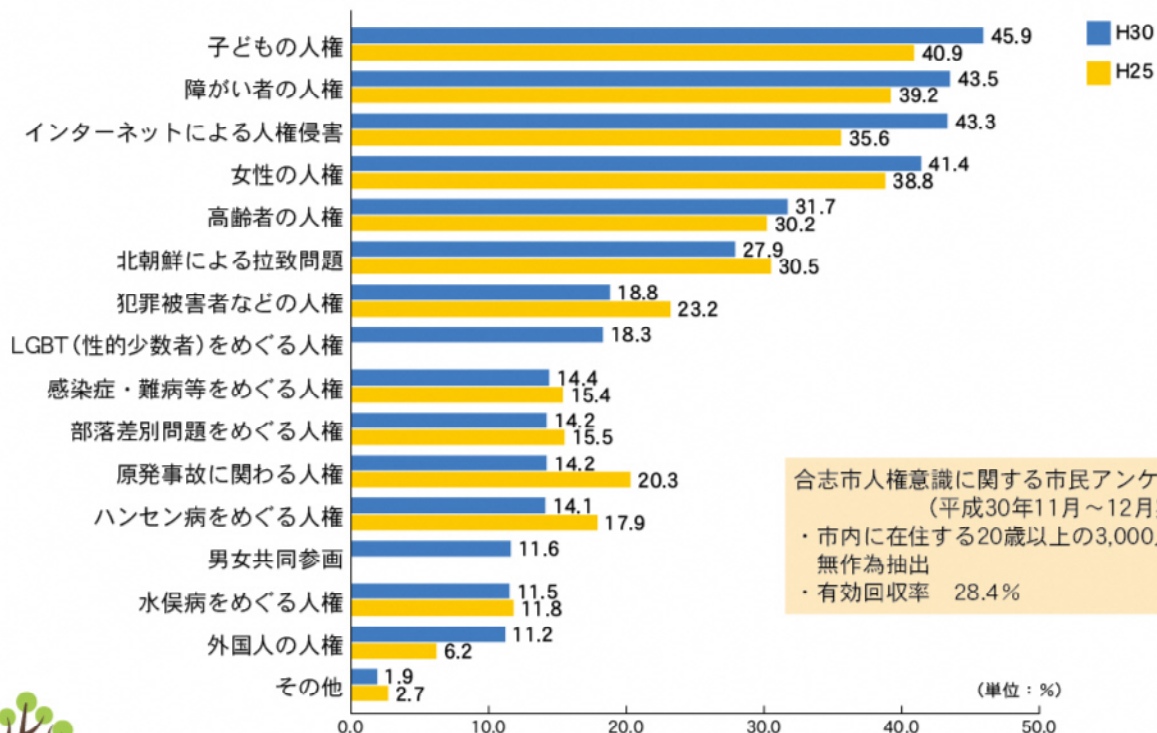
人権教育・啓発の進め方

- それぞれの人権問題について、正しい知識を身につけ、自らの問題として捉え、具体的な行動につないでいくという積極的な姿勢が身につくような取り組みを進めます。



人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか

(複数回答)



人権の重要課題について (現状と今後の進め方)

1. 部落差別問題をめぐる人権

部落差別問題は、市民的権利と自由を完全に保障されていないという、深刻で重大な社会問題であり、結婚や土地購入など、人と人の出会いや利害関係が生じた時に差別事象として現れることが多い問題です。

また、情報化の進展に伴い、インターネット上の部落差別が深刻な状況となる中、平成28(2016)年12月に、現在もなお差別が存在することを明記し、差別のない社会を実現することを目的とした『部落差別解消推進法』が施行されています。

今回のアンケート調査では、子どもの結婚相手

が部落差別を被っている地域の人の場合、「この地域で生まれ育ったかどうかは関係なく、結婚相手としてふさわしい人であれば賛成する」が、前回の調査から4ポイントの増、また、部落差別を被っている地域に家を立てることについて、「部落差別を被っている地域かで判断すること自体間違っている」が、前回から約5ポイントの増となっています。

私たちは、部落差別問題は、あくまでも差別をする側の問題であることを、強く再認識し、すべての市民の基本的な人権を尊重するための人権教育・啓発の充実を図っていきます。

2. ハンセン病回復者等をめぐる人権

菊池医療刑務支所跡地への『合志楓の森小・中学校』の建設が進められる中、ハンセン病に対する正しい理解を深めるために、多くの方々との益々の交流促進が望まれています。

アンケート調査において、「ハンセン病について、正しく理解していると思いますか」の質問で、「少しは理解している」を含めると全体の76.3%が「理解している」と答えています。

「市の人権教育・啓発の取り組みの認知」の設問では、「聞いたことがある」が、前回調査よりわずかですが減っています。

今後は、差別の現実について、深く学んでもらうために菊池恵楓園の「社会交流会館」などを訪問し、機会を増やしていくことも重要です。

今後も正しく理解していただくために、講演会の開催や広報活動を実施し、人権擁護の見地に立った教育・啓発活動を進めていきます。

また、本市内の学校における「現地学習」を、今後も継続していくとともに、各機関や団体と連携して、積極的に人権教育・啓発に取り組んでいきます。

3. 水俣病をめぐる人権

アンケート調査では、水俣病患者等の人権について問題があると思われる項目として、「差別的言動をすること」の回答が30.9%あり、前回調査に比べ10.8%増加しています。

県内での差別発言の発生など、正しい理解が十分にできていない現状もあります。

熊本県教育委員会では、県内の小学5年生全員を対象に、水俣病に対する正しい理解と差別を許さない人づくりを目的とした「水俣病に学ぶ肥後っ子教室」を実施しています。

本市においても、身近な人権問題をよりわかり

やすく学習するために、「学ぼう『水俣病』考えよう人権」という啓発チラシを作成し、各学校の児童生徒を対象に配布しました。

「環境立県くまもと」づくりの担い手である子どもたちが、水俣病の歴史や事実を正しく学び、一度破壊された環境を取り戻すことの難しさや、人権への配慮がいかに大切であることをしっかりと学び取り、積極的に住みよい環境づくり、人権を大切に社会づくりのために行動し、発信していくことができるような取り組みを、今後も進めていきます。

4. 子どもの人権

子どもは、大人よりも人権が侵害されやすい存在です。

一人ひとりの人権を尊重し、すこやかに成長できる環境づくりを進めていくことが必要ですが、一方では、虐待、いじめ、体罰など、年々深刻化していて、子どもを親などが虐待し、死に至らしめるという痛ましい事件も発生しています。

加えて、スマートフォンなどの普及に伴い、簡単にインターネット上の有害情報にアクセスできる状況となっており、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）を介在したいじめ、性的犯

罪の被害など、子どもの健全な成長や安全が大きく脅かされる問題も発生しています。

今回のアンケート調査の結果では、関心のある人権問題として子どもの人権を挙げた割合が45.9%で、最も関心の高い人権問題となっています。

保護者だけでなく、行政、学校、企業、地域社会など相互に協力し合い、社会全体で子どもの健全な成長を支えるための体制を、より充実させていきます。

5. 女性の人権

国、県や本市において、法律や条例等の施行や様々な制度の整備により、女性が社会に進出し、あらゆる分野で活躍する姿が多くみられるようになりましたが、依然として、就業環境、家事や育児、介護などの家庭内での負担、セクシュアルハラスメント、ドメスティックバイオレンス（DV）など、課題も多く残されているのが現状です。

今回のアンケート調査において、「女性の人権上、特に問題があると思われるのはどのようなことだと思いますか」との質問では、順に、「男女の固定的な役割分担意識」「職場における差別待

遇」「職場におけるセクシュアルハラスメント」となっており、「ストーカー規制法に違反する行為」「家庭内における夫から妻に対する暴力」と続いています。

男女がともに協働していく男女共同参画社会を実現するために、性差別意識や固定的な性別役割分担意識を解消し、それぞれがその能力を十分発揮できるよう様々な分野において、仕事、家庭、地域社会に参画し、生き生きと暮らせる合志市とするために今後も努力していきます。



6. 高齢者の人権

高齢者人口の増加が急速に進み、「寝たきり」「認知症」といった状況にある高齢者が増え、病気や介護などについての不安が募るなか、介護を要する高齢者に対しての肉体的、心理的な虐待、介護放棄や介護の拒否などの問題が生じています。

アンケート調査では、「高齢者の人権上、特に問題があると思われるのは」の質問で、「経済的に自立が困難なこと」「働ける能力を発揮する機

会が少ないこと」「悪徳商法の被害者になることが多いこと」の項目が、前回調査と比較すると高くなっています。

高齢者に対する間違った先入観や固定観念をなくし、一人の人間として尊重されるとともに、社会を支える重要な一員として、生きがいを持って主体的に社会参加ができるように、人権教育・啓発を進めていきます。

7. 障がい者の人権

平成28(2016)年4月に施行された「障害者差別解消法」では、差別的取扱いを禁止し、国や地方公共団体などに、障がい者に対し合理的配慮を提供することが義務づけられています。

本市でも、人権フェスティバルで特別支援学校の生徒さんの作品を展示したり、人権教育講演会で障がいのある方の体験談を聴いてもらったりして、理解を深めてもらう取り組みを行っています。

アンケート調査では、障がい者の人権への関心

は高く、子どもの人権に次いで2番目でした。

関心があると回答した人は、人権に関する研修会などへの参加の割合も高く、これまでの取り組みに一定の成果がありました。

研修参加の経験がない人たちを含め、多くの人に関心を持てる内容になるよう人権教育・啓発の工夫をし、また、障がいのある人とない人との交流を図る参加型学習会の実施など、様々な角度から人権教育・啓発に取り組みます。

8. インターネットによる人権侵害

インターネットの普及は、利便性をもたらす一方で、その匿名性を悪用して他人を誹謗中傷したり、差別を助長した情報を載せたり、他人のプライバシーに関わる情報を公開するなど悪質な行為も、もたらしています。

アンケート調査において、「インターネットによる人権侵害をなくすために必要なことは」という質問では、「違法や人権侵害を行う情報発信者に対する監視と取締りを強化する」が最も多く、「プロバイダに対し、情報の停止削除を求める」

「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための人権教育・啓発及び広報活動を推進する」「インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や、電話相談を充実する」と続きました。

今後も、インターネットを利用する一人ひとりが、情報モラルについて正しい理解と認識を深め、人権問題が発生しないような、活用能力を高めていくための取り組みを進めます。



9. 外国人の人権

特定の民族や国籍の人々を、誹謗中傷したり排斥したりする言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けた取り組みを推進することを目的とする「ヘイトスピーチ解消法」が、平成28（2016）年6月に施行されています。

また、アンケート調査では、外国人の人権に関心がある人の割合は、前回のアンケート調査に比べ約2倍の数値となりました。

新しい文化や豊かで活力ある社会を生み出していくために、外国にルーツを持つ子どもたちやその家族、就労のため本市に居住されている多くの実習生などすべての外国人が、ともに安心して暮らせる家庭や地域づくり、様々な悩みや問題を相談できる体制づくり、価値観の異なる人々が、互いの文化や習慣を理解する機会づくりなど、国際化に対応した社会づくりを進めます。

10. LGBT（性的少数者）をめぐる人権

LGBTとは性的少数者を表すことばで、L（レズビアン）は女性の同性愛者を、G（ゲイ）は男性の同性愛者を、B（バイセクシュアル）は両性愛者を意味し、また、T（トランスジェンダー）は、身体の性と心の性が一致しないため、身体の性に違和感を持ち、心の性と一致する性別で生きたいと望む人を意味しています。

日常生活において、奇異な目で見られたり、精神的な苦痛を受けたり、就職や自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のために不利益や差別を受けることも多く、私たちの正しい理解が求められています。

今回、アンケート調査の「現在、特に問題となっていることは」の回答で、「世間から好奇または偏見の目でみられること」「偏見により差別的な言動を受けること」が上位を占めました。

講演会や職員研修の実施、人権教育・啓発資料の配布、また、支援活動を行っている団体などと連携し、当事者の思いや願いを聞きながら、性の多様性の日常化（当たり前になること）の実現を目指して、さらに人権教育・啓発を進めていきます。

11. HIV（ヒト免疫不全ウイルス）感染症等をめぐる人権

HIVに対する医療は進化していますが、日本におけるHIV新規感染者数は、横ばいの状況が続いています。

医学的に不確かな知識や思い込みなどにより、過度の危機意識や偏見、差別意識が生まれ、また、患者やその家族に対する人権問題も発生しています。

関係機関や団体などと連携し、家庭、地域、職場などのあらゆる場において、HIVをはじめ様々な感染症に対する正しい知識や予防法の啓発に努め、偏見や差別意識を是正するよう人権教育・啓発を進めていきます。

12. その他の様々な人権課題

人権の重要課題には、ほかにも様々な課題があります。

「刑を終えて出所した人たちの人権」「難病等をめぐる人権」「大規模自然災害と人権」「アイヌの人々の人権」「吃音を持つ人々の人権」「犯罪被害者等の人権」「拉致被害者等の人権」など、

私たちの周りには、様々な人権課題が存在しています。

すべての人権問題に対して、正しく理解し認識を深めて、「差別をなくす」取り組みを、今後も一体となって進めていきます。

人権教育

人権教育とは … 人権尊重の精神の涵養を目的としています。

●就学前教育

乳幼児期は、人間形成の基礎を培い育むうえで、極めて重要な時期です。

命の大切さに気付き、愛情を感じ、相手を思いやる気持ちを育てるなど、人権を尊重する精神の芽生えが、感性として育まれるように努めることが大切です。

また、保育者の言動が子どもに与える影響は大きいことから、保育者自身の豊かな人間性や専門性の確立などを目指し、研修の一層の充実を図ります。

●学校教育

現代社会を生き抜いていく子どもたちに必要なことは、自分自身で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身につけること、言い換えると「生きる力」を身につけることではないでしょうか。

「生きる力」を育成するために、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる能力を育てながら、児童生徒一人ひとりの個性を生かす教育の充実に努めます。

自分はもちろん他の人の生命や人権を尊重する心、平和を望み、多くの文化を尊重する心を身につけるなど、豊かな人間性を育てる教育の推進を図っていきます。

また、人権をすべての教育活動の中心に位置づけ、学校長のリーダーシップのもとに推進体制の機能を強化し、「開かれた学校づくり」を家庭や地域社会と連携して進めます。

●社会教育

すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、あらゆる社会の場において人権教育・啓発を推進する必要がありますが、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、身近な日常生活において、市民一人ひとりの中に、互いの人権を尊重する態度や行動を培うことのできる人権感覚の育成が重要です。

家庭教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心、善悪の判断など人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を担っていて、すべての教育の出発点になります。

就学前教育と学校教育との連携により、家庭教育支援を組織的に進めます。

人権ふれあいセンター、合生文化会館や市民センターなどにおいて、人権講演会、学級講座など、研修や広報などを通して市民の人権意識の向上に努めてきました。

今後も、より効果的で、市民の共感が得られるような工夫を凝らし、あらゆる人権問題の解決に向けて、さらに創意工夫を図っていきます。

社会教育団体は、地域を基盤に活動していて、人権が尊重される社会の実現に果たす役割は、極めて大きなものがあります。

人権問題に関する情報の提供や人権教育・啓発冊子の配布など、関係団体の学習に対して、必要な支援を行います。

人権啓発

人権啓発とは … 人権尊重の理念を普及させ理解を深めることを目的としています

●啓発内容

- 人権についての啓発は、広く市民を対象に行われるもので、目的は、市民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識をもつとともに、日常生活において自らの態度や行動に現れるようにすることです。
自己実現が図られるよう、自主性を最大限に尊重し、さらに、啓発の効果を高めるために、その内容だけではなく、実施の方法についても市民から幅広く理解と共感を得られるように進めます。
- アンケート調査で、「様々な人権問題の解決のために、どのようなことが必要と考えるか」という質問に、半数以上の方が「教育・啓発及び広報活動を推進すること」と答えています。
市民の集まりや地域に出向いての啓発活動を、一層、充実させていきます。
- 様々な人権問題を、他人事ではなく自分自身のこととして受け止める力を養うとともに、差別をなくし人権を尊重する行動が、日常生活で実践できるような啓発を進めます。

●啓発方法

- 市民一人ひとりの理解を深めるため、多くの市民が参加できるよう講演会、シンポジウム、映画会などの研修会、学習会を実施します。
また、様々な人権問題について、市民向けのわかりやすい内容にしたパンフレットや人権啓発リーフレットを配布したり、広報「こうし」の紙面やホームページを活用したりして、周知に努めます。
- 就学前から高齢者まで、年齢層に応じたわかりやすい教材や資料を活用し、工夫を凝らした啓発活動を進めます。
- 人権というと固く難しいというイメージで捉われがちですが、身近で具体的な人権課題を取り上げながら、講演のあり方やリーフレットの内容を工夫し、市民への理解を深めていきます。
- 人権ふれあいセンターや合生文化会館を拠点として、住民交流を推進していきます。
学級講座、相談事業、地域行事など多くの地域交流活動を、今後も実績を踏まえて推進していきます。



主な啓発事業

①出前人権啓発講座（年間を通して随時）

市民の皆さんのさまざまな集まりの場に出向いて行きます。みんなで歌を歌ったり、関連した人権エピソードを紹介したりして、「人権のまちづくり」について学び合います。

②人権教育研究大会（7月）

市民一人ひとりが人権問題とのかかわりをより深く認識し、「人権と共生の世紀」の実現をめざすことができるように実施しています。

③人権フェスティバル（12月）

人権週間（12月4日～10日）に合わせて、期間中か前後の土曜日に開催しています。講演会をはじめ、幼稚園、保育園、小、中学校の発表や人権標語、人権ポスターの展示などを行い、あらゆる差別をなくし、「明るい合志市づくり」を進めます。

④ハンセン病問題啓発事業（2月）

ハンセン病の問題について、啓発映画の上映、市民の発表、演劇、トークディスカッションやパネル等の展示などを実施して、参加者が一緒に考え理解を深めることができるように実施しています。

⑤人権啓発リーフレット「えがお」の発行

（年2回発行）

本市の人権教育・啓発の取り組みの紹介や、市民の皆さんに理解をより深めていただくために、様々な人権問題を取り上げています。



一人で悩まずご相談ください

人権問題の相談は こちらにどうぞ



●人権についての相談は何でも

人権啓発教育課	☎ 248-2399
人権ふれあいセンター	☎ 248-3893
合生文化会館	☎ 242-3218
みんなの人権110番（法務局）	☎ 0570-003-110
特設人権相談所（本市の人権擁護委員が対応します） 年2回（9月、2月 午前10時～午後3時）泉ヶ丘市民センター、ふれあい館 ※実施日は市広報のお知らせカレンダーに掲載します。	

●虐待など子どもの人権に関すること

女性・子ども支援課	☎ 248-1199
学校教育課	☎ 248-2366
子どもの人権110番（法務局）	☎ 0120-007-110

●DVなど女性の人権に関すること

女性・子ども支援課	☎ 248-1199
女性の人権ホットライン（法務局）	☎ 0570-070-810

●障がい者の人権に関すること

福祉課障がい福祉班	☎ 248-1144
-----------	------------

相談受付時間はつぎのとおりです。（特設人権相談所は上記のとおりです）

平日午前8時30分～午後5時00分

生まれたときから、肌の色や育ち、宗教で他人を憎む人などいない。
人は憎むことを学ぶのだ。

もし憎しみを学べるのなら、愛を教えることもできる。

愛は、憎しみに比べ、より自然に人間の心に届く。

（ネルソン・マンデラ）

合志市人権教育・啓発基本計画（第2次改訂概要版）

発行 合志市教育委員会人権啓発教育課

合志市竹迫2140 電話 248-2399 FAX 248-2377

